

四日市市告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智広

- 1 徴収の事務を委託する使用料
四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの使用料
- 2 徴収の事務を行うもの
四日市市諏訪町2番2号
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（健康福祉部 障害福祉課）